等の場合に限る。）	⑵　電波法第35条の措置	□電波法第35条第１号の措置 □超短波帯の無線設備の機器 □中短波帯の無線設備の機器 □中短波帯及び短波帯の無線設備の機器 □中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機 □船舶地球局の無線設備を予備設備とする場合 無線設備の名称〔　　〕 識別信号　〔　　〕 免許の番号　〔　　〕 □その他（他の無線設備の機器を予備装置とするときはその機器） 〔　　〕 □電波法第35条第２号の措置 （□他の者への委託　　） □電波法第35条第３号の措置
41　備考		

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１～35　略］

36　40の欄は、義務船舶局等に限り記載することとし、次によること。

⑴　⑴の欄は、該当する□にレ印を付け、同欄の［　］には該当する事項を記載すること。この場合における船舶地球局の無線設備は施行規則第28条の２第１項のインマルサット船舶地球局又は施行規則第12条第６項第２号に規定する船舶地球局のうち1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用するものに限るとし、高機能グループ呼出受信機は施行規則第28条第９項の高機能グループ呼出し受信の機能を持つ船舶地球局の無線設備を含むものとする。

［⑵・⑶　略］

［37～40　略］

別表第二号の二第５　海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）、航空機地球局、携帯移動地球局及び地球局の工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶及び航空機に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するもの」と、「航空機地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するもの」と、「海岸地球局、航空地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの」と読み替える。

等の場合に限る。）	⑵　電波法第35条の措置	□電波法第35条第１号の措置 □超短波帯の無線設備の機器 □中短波帯の無線設備の機器 □中短波帯及び短波帯の無線設備の機器 □中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機 □インマルサット船舶地球局の無線設備を予備設備とする場合 型名　〔　　〕 識別信号　〔　　〕 免許の番号〔　　〕 □その他（他の無線設備の機器を予備装置とするときはその機器） 〔　　〕 □電波法第35条第２号の措置 （□他の者への委託　　） □電波法第35条第３号の措置
41　備考		

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１～35　同左］

36　［同左］

⑴　⑴の欄は、該当する□にレ印を付け、同欄の［　］には該当する事項を記載すること。この場合におけるインマルサット船舶地球局の無線設備は施行規則第28条の２第１項のインマルサット船舶地球局のものに限るとし、インマルサット高機能グループ呼出受信機は施行規則第28条第９項のインマルサット高機能グループ呼出受信の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備を含むものとする。

［⑵・⑶　同左］

［37～40　同左］

別表第二号の二第５　［同左］